

## 農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム設置要綱

### 1 設置の目的

農村における土地の多くを占める農地の土地利用については、地方からの累次の提案にかかわらず、依然として一定規模以上の農地転用許可は国の権限とされ、若しくは国の関与が必要とされるなど、見直しが進んでいない。このため、事務処理に多大な時間を要し、迅速性に欠けるとともに、六次産業化関連施設、農村の生活環境の整備等を含めた、総合的なまちづくりを進めていく上で課題がある。

真に守るべき農地について確保した上で、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する必要があることから、農地制度のあり方について国に提言を行うに当たっての考え方を整理するとともに、取りまとめられた提言の実現に向けて的確な対策を実施するため、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）に農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置する。

### 2 PT構成員

- (1) PTは、地方公共団体の長を構成員として組織する。
- (2) 構成員は、本部長が委嘱する。

### 3 座長及び座長代理

- (1) PTに座長を置き、構成員の互選により選任する。
- (2) PTに座長代理を置き、座長が指名する。
- (3) 座長は、会議を主宰し、PTを代表する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 4 会議の運営

- (1) PTの会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要に応じ、学識経験者等の出席を求めることができる。

### 5 要請活動等

構成員は、取りまとめられた提言の実現のため、関係方面への要請など必要な活動を行うことができる。

### 6 ワーキンググループ

- (1) 構成員の地方公共団体の職員及び本部の事務局の職員をメンバーとするワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置し、PTの審議に資するべく、実務的な検討作業を行う。
- (2) WGにリーダーを置き、メンバーの互選により選任する。
- (3) WGの会議の運営については、4の規定を準用する。

7 庶務

P Tの庶務は、本部の事務局において構成団体の協力を得て処理する。

8 経費

P Tの運営経費は、本部が負担する。

9 その他

前各号に定めるもののほか、P Tの運営に関しては、座長がP Tに諮って定める。

10 施行

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。